国総地第１１４号
令和８年１０月２１日

各地方運輸局交通政策部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

総合政策局地域交通課長

地域内観光フィーダー系統補助金に係る国庫補助上限額について

令和８年度における観光振興事業費補助金交付要綱別表９に定める「補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額」については、下記により算定することとしたので、関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

①地域公共交通計画を策定した場合の算定式
市区町村毎の地域内観光フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の１／２

②地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）の認定を受けた場合の算定式
市区町村毎の地域内観光フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の１／２

③地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）の認定を受けた場合の算定式
市区町村毎の地域内観光フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の１／２

※いずれの算定式も千円未満切り捨てとする。

以　上

別　添

○今後の国庫補助上限額の考え方

今後も必要な予算の確保に最大限努めるものの、国庫補助の上限額については、何らかの調整があり得る。

地域公共交通活性化再生法に規定する地域公共交通計画の策定を補助要件としていることを踏まえ、公的負担による確保維持が真に必要な地域内観光フィーダー系統に対し、効果的・効率的な補助を実施する観点から、国庫補助の上限額については、今後も必要な見直しを行うことがあり得る。

利便増進計画及び継続実施計画の認定を受けた場合の特例の期間については、最長５年間とすることとし、それ以降については、改めて認定を受けた場合を除き、①地域公共交通計画を策定した場合の算定式を適用する。